

議案第81号

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路構造令の一部改正に鑑み、自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要があるによる。

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の

特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第四種の道路」を「(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第43条中「第9条」の次に「, 第9条の2第3項」を加える。

第44条中「第11項」の次に「, 第9条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の道路については、この条例による改正後の福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。